

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成１９年度第２回高松市都市計画審議会
開 催 日 時	平成１９年１２月２５日（火） １０時００分～１０時５５分
開 催 場 所	高松市役所３階３２会議室
議 題	議案第１号 高松広域都市計画整備区域、開発及び保全の方針（香川県決定） 議案第２号 高松広域都市計画臨港地区の変更（香川県決定）
公開の区分	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開
上 記 理 由	－
出 席 委 員	柴田 潤子, 土井 健司, 富家 佐也加, 橋田 行子, 溝渕 芳市, 矢野 輝男, 鎌田 基志, 三笠 輝彦, 山崎 数則, 野口 勉, 多田 久幸, 桑井 雅人, 小野 美津子, 國方 正巳
欠 席 委 員	菊池 良介
オブザーバー	香川県港湾課
傍 聴 者	１人
担当課および連絡先	都市整備部 都市計画課 Tel ８３９－２４５５ Fax ８３９－２４５２

(午前 10 時 00 分開会)

【横田都市計画課長】

只今より、平成 19 年度第 2 回高松市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の事務局を務めさせていただきます、都市整備部次長の横田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、金井副市長より御挨拶申し上げます。

【金井副市長】

おはようございます。

副市長の金井でございます。

本来でございますと、大西市長が参りまして御挨拶を申し上げるところでございますが、あいにく、所用のため出席できませんので、代わりまして私の方から御挨拶申し上げたいと思います。

本日、第 2 回高松市都市計画審議会を開催させていただきましたところ、年末の大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては御出席いただきましたこと、まずもって御礼申し上げますとともに、日ごろから、都市計画行政を始め、市政各般にわたり、格別の御支援、御協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、昨年 5 月に、拡散型から集約型都市構造への転換を図ることを目的といたしまして、都市計画法を始めいたします「まちづくり三法」の改正が行われたところでございます。本市におきましては、この法改正に合わせ策定いたしました「新しい中心市街地活性化基本計画」につきまして、本年 5 月に国の認定を受けておるところでございます。現在、本計画に基づきまして、丸亀町商店街の市街地再開発事業を始め、4 町パティオ広場整備や琴電のイルカカードの活用関連事業など、様々な事業の推進に取り組んでおるところでございます。また、郊外部における大型店舗等の適正立地を図るため、先月 30 日の改正都市計画法の施行に伴います規制強化に加え、準工業地域における大規模集客施設の立地制限を行う「特別用途地区」の指定を行ったところでございます。

本市といたしましては、引き続き、このような施策・事業の実施によりまして、高齢者の方々も含

めました多くの方々にとって暮らしやすい、様々な都市機能が集約した、コンパクトなまちづくりの実現に努めてまいりたいというふうに存じておりまして、皆様方の更なるお力添えをお願い申し上げる次第でございます。

なお、本日、御審議いただく案件は、集約型都市構造の実現への方針となります、県の定める「都市計画区域マスタープランの変更」、それから「高松港臨港地区の変更」の2件でございます、どうか、委員の皆様方には、それぞれ専門的なお立場から、忌憚のない御意見をいただき、活発な御審議を賜りますよう、重ねてお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

本日は、よろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございます。

【横田都市計画課長】

どうもありがとうございました。

ここで、金井副市長は所用のため退席いたしますので、よろしくお願いいたします。

(副市長退席)

それでは、審議に移らせていただきます。会議の議長でございますが、当審議会条例第6条第1項の規定により、会長は、会議の議長となることとなっておりますので、矢野会長さん、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、当審議会運営要綱第5条第1項の規定により、公開といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、矢野会長さん、よろしくお願いいたします。

【矢野会長】

それでは、私が議長役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、会議に移りたいと思います。只今の出席数は、委員数15名のうち、14名の方が御出席になっておりますので、当審議会条例第6条第2項の規定により、会議は成立をいたしております。

なお、本日の会議録に署名していただく委員さんは、富家委員さんと小野委員さんをお願いいたし

ます。

また、議案第2号の審議に当たり、当審議会運営要綱第6条の規定に基づき、香川県港湾課の職員の方に参考人として御出席をいただいております。

必要に応じまして、説明または意見を聞くこととしてよろしいでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。それでは意見を聞くことといたします。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。

「議案第1号、高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして審議を行いたいと存じます。事務局より説明をお願いします。

【横田都市計画課長】

それでは、座って説明させていただきます。

本議案につきましては、お手元の資料、第1号議案別冊にて御説明させていただきます。

右の肩に第1号議案別冊とあります。それと併せまして、前のパワーポイントを御用意させていただいております。

マスタープランの位置付けであります。まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、通称、都市計画区域マスタープランと呼ばれまして、県が広域的な見地から、都市計画区域ごとに、都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めるものです。

このマスタープランとその他の諸計画の関係につきましては、前のスクリーンにお示ししておりますように、現在、本市におきましては、黄色の着色部分、市の定める都市計画マスタープランの見直しに取り組んでおりますが、都市計画区域マスタープランは、市の総合計画と並び、市のマスタープランの上位の計画に位置付けられますとともに、青色部分ですが、土地利用や都市施設など、個別の都市計画を定める上で、これら2つのマスタープランは共に、その指針となるものでございます。

現行の都市計画区域マスタープランは、新高松市の他、三木町および綾川町に指定されている高松広域都市計画区域について、平成16年5月に決定されております。

それでは、別冊資料の1ページをご覧ください。

資料は左右対称の新旧対照表示としております。右側が変更前、左側が変更後となっております。

目次にありますように、このマスタープランは、「§ 1 都市計画の目標」「§ 2 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針」「§ 3 主要な都市計画の決定の方針」の3章で構成されており、このうち、今回、主な変更箇所は、アンダーラインを引いております、§ 1の「5. 市街地の整備の方針」などとなっております。

それでは、資料の4ページをお願いします。

ここで、若干この変更に係る背景を御説明させていただきます。香川県全体としては、既に人口減少に転じ、今後も、人口減少・少子高齢化傾向が進むものと予想される中、モータリゼーションの進展や自由度の高い土地利用計画などを背景に、商業・業務、居住などの各種都市機能が広く拡散した都市構造が形成されつつあります。このような都市化の動向は、自動車利用が困難な人々の生活利便性の低下や中心市街地の衰退、都市経営コストの増大など様々な問題を引き起こすおそれがあります。

全国的にもこのような状況下にあることから、国においては、昨年5月に、いわゆる「まちづくり三法」の改正が行われたところであり、県や市では、この法改正を踏まえ、今後、都市構造を拡散型から集約型へ転換し、持続可能なまちづくりを進めていく必要があると考えています。

そこで、今回、都市計画区域マスタープランに新たに反映する事項といたしまして、9ページを開きいただきたいと思います。「1）集約的市街地の整備の方針」として、三層からなる集約拠点を適正に配置することにより、都市機能の集約化を図っていくこととしております。

次の10ページ、11ページにかけて記載されておりますが、地域の都市機能の集積度等に応じまして、広域拠点、地域拠点、コミュニティ拠点の3つの地区に区分しておりまして、具体的には、最終ページの図の方をご覧ください。38ページになります。

まず、広域的かつ高度な都市機能の集約により、本県、ひいては四国をリードする中核拠点であります「広域拠点」として、図の中の赤色破線の丸でお示ししております、「市中心市街地」の1地区。次に、都市圏の核として必要な都市機能を集約し、利便性の高い市街地整備を図る「地域拠点」として、桃色丸の、「香西」や「仏生山駅周辺」など、8地区。また、暮らしやすい生活圏域の形成に不可欠な都市機能の集約を図る「コミュニティ拠点」として、青色丸の「川島地区」や「合併地域の中心部」など、7地区が位置付けられております。

この新たな都市計画区域マスタープランの策定により、コンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向け、土地利用や各種施設の計画への反映など、今後の都市づくりの基本的方針とすることとしております。

なお、手続き関係でございますが、12月4日から18日まで案の縦覧を行なったところ、意見書の提出はありませんでしたので、ご報告させていただきます。

以上で、議案第1号の説明は、以上でございます。

審議の程よろしく願いいたします。

【矢野会長】

議案第1号の説明は終わりました。只今の説明に対しまして、何か御意見、御質問はございませんか。

【多田委員】

新聞報道では高松市の都市計画マスタープランの策定委員会が何回か開かれているんですが、そのことについてどういうふうな検討を行ったのか概括的にお聞きしたいということと、それから今回出されている議案第1号別冊について何点かお聞きしたいんですが。

一つは、5ページの「本県の都市づくりの目標」の中で、調和的・持続的ということでCO₂の排出量を削減するとかグリーンインフラの問題が書かれてますけど、県下全体、高松市も含めて渇水の問題が大きく取り上げられていますが、そういう点で、節水型というか渇水に強いまちづくりの観点をそこに加えるのはどうなのかをお聞きしたいんですけど。

21 ページですけど、居住機能の中で「居住環境の改善を進めるとともに、優良な賃貸住宅の供給の促進等により、集約拠点への円滑な住み替えを促進する」と言ってるんですけど、ここに今、香川県でも、高松市でも大きく問題になってますけど、公営住宅・公共住宅、県営住宅や高松市の市営住宅も含めて公共住宅もここへ、優良な賃貸住宅を前提とするだけでなくして、公共住宅の供給も図るということも私はここに加えていただきたいんですけど。私の個人的意見ですから、後で皆さんに御意見いただいたらと思います。

24 ページで、「個別的方針」の中で、土地の高度利用とか居住環境の中で、都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針などがあるんですけど、今、高松の旧市内では低層住宅の中に高層住宅、高層マンションが建設されて、マンション問題が大きな社会問題になっているということで、この中で本当に高松市の中心部の中で住み良いというか、都市計画の位置付けを私は加えていただいたらと思うんですけど、私見ですけども、その点についてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、26 ページの「交通施設の都市計画の決定の方針」の中の基本方針で、交通体系の整備の方針がございます。その中では集約拠点間を結ぶ交通ネットワークの強調ですが、高松市では大西市長になって、そういう環境にやさしいというか、環境負荷の少ないLRTなども含めて都市内の公共交通についてどうなのかというのもお聞きしたいんですけど。市独自でするのかどうか。

28 ページ、主要幹線道路の中で、地域高規格道路である高松環状道路が位置付けられているんですが、今、高松市議会でも三木綾川線について合併町から強い建設の要望があるんですけど、なかなか実現しない。財政が厳しい中で地域高規格道路を位置付けることが、香川県全体、高松市のこの地域にとって本当に必要なことかどうかどういった検討がなされたのかお聞きしたいということです。

また、34 ページの「市街地整備の目標」で、先ほど副市長の御挨拶もあったんですけども、高松市の丸亀町商店街のG街区の事業については、数年前から計画されたけれども見直しが繰り返されて、県の公共事業再評価委員会でも問題になったと思うんです。

もう一つは前後して、琴電の連続立体事業ですが、この問題については今年の9月なり12月に琴平電鉄の国道11号バイパスとの交差でされましたけど、3.8kmの琴電の連続立体については、高松市は是非これを建設する方向ですということで、議会の中ではそういう方向で議論されているんですけど、県の方では、これを見直しなり凍結されているように思うんです。その点でこの事業について、備考の中に連続立体交差事業と加えられている点をどういうふうに判断するのかお答えをいただきたい。いろいろ質問したんですけどよろしくお願いします。

【事務局】

何点かの御質問に対しては的確なお答えができないかもしれませんが、順次、お答えしていきたいと思えます。

まず、一点目の市のマスタープランの状況ということでございますけれども、市のマスタープランにつきましては昨年度に策定委員会を設立いたしまして、この10月までに都合4回開催しております。昨年度につきましては、合併町を対象とした地域別構想についての検討を加えておりまして、今年度は、新しい高松市を対象とした全体構想について検討を行っているところでございます。基本的な考え方につきましては、県の区域マスタープランにもお示ししておりますとおり、従来の拡散型から集約型都市構造に転換していこうということで、市においても県の区域マスタープランと同様に、若干、名前が違いますけど、それぞれの集積度に応じた形で3層の拠点を設定し、中心市街地の部分を「広域交流拠点」として1箇所、それから、県の方では「地域拠点」と呼んでいますけど、市では「地域交流拠点」として8箇所、「居住コミュニティ拠点」として8箇所を位置付け、そこへより一層集約を図ることとしております。その拠点間については公共交通を軸としたネットワークで結んでいくこととしています。御説明しましたように、市の総合計画また県の区域マスタープランが、市のマスタープランの上位計画になりますので、そういったところを押さえながら市の方では検討を進めており、来年末を目途に策定する考えでございます。

それから、本議案の区域マスタープランにおける、節水型の表現ということについてでございますが、そういった考え方はありますけれども、県の区域マスタープランは、県の都市計画の大きな方向性を示すもので、あくまでも土地利用とか県が決める都市施設の整備方針などを定めるものであり、あまり細かく記述することは難しく、全般的にそういう記載になっております。

同様なことから、居住機能のところに、公営住宅の誘致のことを細かく書くことはできないと考えております。

また、風致地区については、風致の維持に関する方針についてはお示ししてありますけれど、具体的なことについて、この中に記載することは難しいかなと考えております。

それから、交通体系の整備に関しまして、LRTについてもいろいろ議論されていることは存じておりますけど、今後の方向性がはっきりしないため、具体的に記載することは難しい状況と考えております。

地域高規格道路については、県の財政再建方策の中で、中間工区では、厳しい状況の下、暫定的な整備を実施するということであり、本格的な事業については、向こう3年間ではできないと聞いておりますが、この事業・計画そのものの位置付けは変わっていないと伺っております。

それから、丸亀町G街区につきましても、財政再建方策の中で、A街区の事業効果を見て判断するとされておりますが、事業の方向性については、現時点においてこのまま継続するということになっておりますので、県の区域マスタープランにおいてはこういった記述になっております。

以上でございます。

【多田委員】

21 ページに優良な賃貸住宅の供給の促進を区域マスタープランの中に強調する意味合いはあるんですかね。

【事務局】

21 ページの居住機能のところですが、広域都市機能の立地に関する方針として、それぞれの集約拠点に対して商業業務・公共公益・居住機能の一層の集積を高めていこうということで記載しています。民間サイドとしても、拠点性のあるところに一層機能が集積するように目指しますということで記載してありますので、御理解いただきたいと思います。

【多田委員】

それだったら、賃貸だけがここに出てくるのが疑問に思います。

【矢野会長】

他にございますか。

【山崎委員】

今、高松市が都市計画マスタープランを策定中ですが、これで県のものが出来上がった場合に、高松市がより具体化していく計画との整合性が少し心配されるところです。一定程度はクリアできると思うんですが、大きくいって、拠点をそれぞれ設定して、そこでどうしていくのかということになっているので、ここら辺りは整合性を取りながらやっているとは思いますが、少し気になるところです。来年1年かけて正式に都市計画マスタープランが高松市の場合は出来上がるということですから、そのところは十分に配慮されているのか、逆に、高松市の都市計画マスタープランが、この県の上位計画によって当初計画から進まないというふうに足かせになってはいけないので、そういう点をどういうふうに考えておられるのか。

【事務局】

県の区域マスタープランについては、市のマスタープランの上位計画ということで、これまでも調整して作ってきたところでございます。ただ、市のマスタープランについては、県のマスタープランより若干深く、細かいところまで入り込むところがございます。拠点の考え方についても基本的には踏襲しておりますけれど、例えば、「居住コミュニティ拠点」のレベルでは、県の場合は支所があるということを条件にしておりますけれども、市の場合はそれに準ずるような形で、「居住コミュニティ拠点」を設定しており、現段階では県の考えよりも増やしております。そういったことで、方向性については変わりませんが、県の方針を踏まえる中で、市の独自性も持たせながら、中身については許容される範囲内で検討を進めているところでございます。

【山崎委員】

それで済めばいいけれども、これは上位計画ですから、これでOKが出た場合、高松市が進めようとする際の足かせにならないかということが心配なので。今から議会もそうですし、住民の皆さんからのパブリック・コメントも求めて、計画を立てていくわけですから、ちょっと心配事になるかなということ。そこら辺りは十分に研究されているかどうか。

【事務局】

その辺り、整合性を持たせた形で考え方を取りまとめております。市の方としては、もう少し細かいところを決めていく役割がありまして、大きくいえば、県の区域マスタープランは、県が決定する都市計画の指針であり、市のマスタープランについては、市が決定する都市計画の指針という役割分担があります。そういったことで、役割区分等について細かさに若干差異がありますけれども、同じ方向で考えておりますので、内容については差異がないと考えていますし、今後もそのことについては十分に考えていきたいと思えます。

【矢野会長】

よろしいでしょうか。

【土井委員】

補足をよろしいでしょうか。

【矢野会長】

はい。

【土井委員】

県の定める区域マスの位置付けは、国と市に挟まれて少し難しいところがあるんですが、この区域マスの策定に当たって、国の同意がなければいけないので、県から国に持ち上げている段階で一つ国から言われていることは、マスタープランというのは市の取組みを拘束するものであってはならないということで、あまり書き過ぎないようにということになっております。そういうこともありまして、県は重要なポイントとして先程、御指摘にあったような水の話とか、あるいは景観の話とか、市にとっては極めて重要なことなんですけど、県の立場にあってはそういったものを策定する際には、そこまで踏み込んだ書き方になっていないということで、決して市の取組みを拘束するものは含まれていないと認識しています。

【矢野会長】

特に、他にございませんか。

【多田委員】

研究・開発の中の重点地域で、三木・長尾地域に跨っている高松東ファクトリーパークの用地の利用状況はどの程度進捗しているのか。これが財政のマイナス面になっていると思うのだが。ここの整備がどの程度進捗して、2020年までのマスタープランの計画年次であり、ここに向けて数値目標はあるんですけど、今後10年間ぐらいで三木町のこの地域をどのようにするのかちょっとお聞きしたいが。

【三笠委員】

高松市およびその周辺について、これで変更していくということなんですけれども、これは当然、香川県下として、例えば三豊地区や坂出辺り、西・高松・東の状況も高松としては知っておく必要があるのではないかと。県のことから、そこら辺りの状況も兼ねての高松の状況というものもこういう会には必要ではないか。というような意味で、さっきからの県への質問もあるように、こういう会には県の人も来ていただいております必要があるのではないかとということでございますので、会長には申し訳ないんですが、次回のときには招聘いただきますようお願いいたします。それと同時に、冒頭申し上げましたように、他の香川県下の状況というものも、高松として把握した上で、重要なことから配慮いただきたいということを要望としてお願いしておきます。

【矢野会長】

高松区域等、県下各地域との調整等、いろいろ問題点はあると思いますので、今回こういった質問が出てきておると思いますが、これはこれで拘束ばかりされるわけではないので、今後、高松市が総合計画等を踏まえて、一年間検討し、どう調整するかにかかっているもので、今後の運営として進めていったらと思います。

他にありませんか。特に無いようでしたら、議案第1号につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございました。それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり決定いたします。次に「議案第2号、高松広域都市計画臨港地区の変更」につきまして審議を行いたいと存じます。

事務局より説明をお願いします。

【横田都市計画課長】

それでは、議案第2号「高松広域都市計画臨港地区の変更」について、御説明いたします。

議案書本編の4ページから9ページまでが対象ページでございますので、御参照をお願いします。

この議案は、高松港全体において、港湾施設の円滑な管理、運営を図り、港湾機能を確保するため、臨港地区の変更をしようとするものでございます。

高松港は、昭和26年以来、国際または国内海上輸送網の拠点港である「重要港湾」に指定されておりまして、最近では、サンポート高松での海上交通ターミナル機能の強化が図られるなど、四国の中核都市・高松の海の玄関口として、また、地域間交流の拠点港として発展を続けております。

このような中、現在、高松港は県管理する港として、4ページの計画書にございますように、朝日地区や玉藻地区など5地区、約199.8ヘクタールを臨港地区に指定し、適正な管理運営を行ってきたところでありますが、高松港香西地区港湾整備事業による埋立て事業の一部が竣工したことや、整備済みの施設の一部について制度上暫定的な取扱いをしていたものがあったこと等から、高松港全体において、港湾施設の適正な管理運営を行うため、約17ヘクタールを臨港地区に追加指定し、全体で8地区、約217ヘクタールの区域において必要な土地利用規制を行うこととしております。

それでは、変更の箇所内容でございますが、6ページを御覧ください。

まず、東の「屋島地区」ですが、小型船舶等が係留する港として、人や貨物の積みおろしを行うための物揚場0.1ヘクタールを新規に指定し、また、大型船舶も係留する「朝日地区」では、赤く着色しております、ジャンボフェリーの発着場である岸壁や、その北側区域一体の護岸、物揚場、臨港道路等の2.2ヘクタールを追加指定します。「玉藻地区」については、地区の東部で小規模な荷役を対象とした物揚場を指定するとともに、既に陸域となっている区域を廃止するため、0.1ヘクタールの減少となりますほか、「西浜地区」については、ヨットハーバーとして利用されておりますが、護岸、物揚場の0.4ヘクタールを新規に臨港地区に指定いたします。

次に、7ページでございますが、「香西地区」につきましては、沖合いで進められている埋立事業の全体面積35.6ヘクタールのうち、本年2月までに竣工した5.6ヘクタールと香西港の一部0.1ヘクタールにつきまして、護岸、臨港道路、岸壁、緑地等の区域として追加指定いたします。

なお、「弦打地区」および「神在地区」については、変更はございません。

次に、8ページでございますが、「生島地区」につきましては、小型船舶等の係留する港として、臨港道路、護岸、物揚場の区域として0.8ヘクタールを新規に指定いたします。

最後に、9ページでございますが、臨港地区の都市計画の変更後、「香川県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」に基づき指定が予定されている、建築物等の用途規制となる「分区」につきまして、参考としてお示ししております。

「朝日地区」「玉藻地区」および「香西地区」の一部に、旅客や一般貨物を取り扱わせることを目的とする「商港区」を追加指定し、「西浜地区」にスポーツ・レクリエーションの用に供するヨット等の利便に供することを目的とする「マリーナ港区」を新たに指定することとしております。

なお、手続き関係でございますが、12月4日から18日まで案の縦覧を行なったところ、意見書の提出はありませんでしたので、御報告させていただきます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

審議の程よろしくお願いいたします。

【矢野会長】

只今の説明に対しまして、何か御意見、御質問はございませんか。

【多田委員】

朝日地区を新規に指定された理由がちょっと分からないんですが。素朴な質問なんですけど。

それと、香西地区の人工島に新規の臨港地区の指定がされたわけですが、この地区の利用についてどのように考えているかお聞きしたいんですけど。

【香川県港湾課】

県の港湾課です。よろしくお願いします。

まず、朝日地区の今回新規指定の理由ですが、朝日地区につきましては、県が昭和62年に埋立しておりまして、本来その時点で臨港地区の指定をしておけば良かったことではあります。それが今回、人口島を除く他の地区も同様ですけど、臨港地区の指定ができていなかったという状況で、これまでは港湾管理としていなかったということでございます。実際、ここには県が管理しています湾岸とか臨港道路とかがございますので、今後、管理していく上で必要ということで、今回、人工島のところの埋立が竣工しましたことに併せまして、できていなかったところも追加させていただくことでお願いしております。

次に、香西の人工島の件につきまして、今回指定させていただいておりますのが、荷捌施設、緑

地が竣工した関係で、新規に提案をさせていただいております。また、残地につきましては、工場用地や多目的広場を作る予定としておりまして、今後、適切な管理を行うために臨港地区の指定していく予定としています。

【矢野会長】

よろしゅうございますか。

他にございませんか。特にないようでございますので、議案第2号につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」

それでは、議案第2号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定をしておりました議案審議は、終了いたしました。

これを持ちまして、平成19年度第2回高松市都市計画審議会を閉会いたします。

(午前10時55分閉会)